

委託設計書					委託方法	請負	
所属部課名		学校教育部 学校施設課		設計年月日	令和8年 1月 日	年度科目	令和8年度
部長	審議監	課長	補佐	主査	担当	設計者	設計内容 審査済
委託名称		松戸市立小中学校自家用電気工作物保安管理業務委託					
委託場所		松戸市立中部小学校ほか66校			委託期間	自 令和8年 4月 1日 至 令和9年 3月31日	
委託価格		一金 円					
委託費計		一金 円					
設計概要		松戸市内小中学校（廃校を含む全67校）に設置してある自家用電気工作物の保安管理業務及び、キュービクル内の床、母線、碍子、機器等の清掃業務。					

内 訳 書

設計書用紙

名 称	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
松戸市立小中学校自家用電気工作物保安管理業務委託						
小学校分(保安管理業務)		式	1			第1号内訳書参照
中学校分(保安管理業務)		式	1			第2号内訳書参照
小学校キュービクル内清掃校分		校	3			第13号内訳書参照
中学校キュービクル内清掃校分		校	5			〃
小学校太陽光発電設備 (PPA)		校	6			第14号内訳書参照
中学校太陽光発電設備 (PPA)		校	3			〃
委託価格						
消費税及び地方消費税の額						
委託費計						

内 訳 書

第 1 号							
名 称	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
(小学校)							
中部小学校	設備容量 200kVA	か月	12				第3号内訳書参照
東部小学校	設備容量 350kVA	か月	12				〃
北部小学校	設備容量 200kVA	か月	12				〃
相模台小学校	設備容量 500kVA	か月	12				〃
南部小学校	設備容量 175kVA	か月	12				〃
矢切小学校	設備容量 200kVA	か月	12				〃
高木小学校	設備容量 195kVA	か月	12				〃
高木第二小学校	設備容量 250kVA	か月	12				〃
馬橋小学校	設備容量 250kVA	か月	12				〃
小金小学校	設備容量 225kVA	か月	12				〃
常盤平第一小学校	設備容量 175kVA	か月	12				〃
常盤平第二小学校	設備容量 200kVA	か月	12				〃

内 訳 書

第 1 号							
名 称	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
稔台小学校	設備容量 225kVA	か月	12			第3号内訳書参照	
常盤平第三小学校	設備容量 150kVA	か月	12			〃	
上本郷小学校	設備容量 200kVA	か月	12			〃	
小金北小学校	設備容量 125kVA	か月	12			〃	
根木内小学校	設備容量 250kVA	か月	12			〃	
栗ヶ沢小学校	設備容量 250kVA	か月	12			〃	
松飛台小学校	設備容量 200kVA	か月	12			〃	
松ヶ丘小学校	設備容量 175kVA	か月	12			〃	
柿ノ木台小学校	設備容量 200kVA	か月	12			〃	
古ヶ崎小学校	設備容量 250kVA	か月	12			〃	
六実小学校	設備容量 200kVA	か月	12			〃	
八ヶ崎小学校	設備容量 250kVA	か月	12			〃	
梨香台小学校	設備容量 300kVA	か月	12			〃	

内 訳 書

第 1 号							
名 称	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
寒風台小学校	設備容量 275kVA	か月	12			第3号内訳書参照	
河原塚小学校	設備容量 250kVA	か月	12			〃	
和名ヶ谷小学校	設備容量 225kVA	か月	12			〃	
旭町小学校	設備容量 225kVA	か月	12			〃	
牧野原小学校	設備容量 300kVA	か月	12			〃	
貝の花小学校	設備容量 200kVA	か月	12			〃	
金ヶ作小学校	設備容量 200kVA	か月	12			〃	
馬橋北小学校	設備容量 200kVA	か月	12			〃	
殿平賀小学校	設備容量 250kVA	か月	12			〃	
横須賀小学校	設備容量 250kVA	か月	12			〃	
八ヶ崎第二小学校	設備容量 200kVA	か月	12			〃	
六実第二小学校	設備容量 250kVA	か月	12			〃	
新松戸南小学校	設備容量 250kVA	か月	12			〃	

内 訳 書

第 1 号							
名 称	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
松飛台第二小学校	設備容量 200kVA	か月	12			第3号内訳書参照	
上本郷第二小学校	設備容量 250kVA	か月	12			〃	
大橋小学校	設備容量 175kVA	か月	12			〃	
六実第三小学校	設備容量 200kVA	か月	12			〃	
幸谷小学校	設備容量 200kVA	か月	12			〃	
新松戸西小学校	設備容量 250kVA	か月	12			〃	
東松戸小学校	設備容量 700kVA	か月	12			〃	
旧古ヶ崎南小学校	設備容量 200kVA	か月	12			〃	
旧根木内東小学校	設備容量 125kVA	か月	12			〃	
小学校分計							

内 訳 書

第 2 号							
名 称	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
(中学校)							
第一中学校	設備容量 300kVA	か月	12			第3号内訳書参照	
第二中学校	設備容量 300kVA	か月	12			〃	
第三中学校	設備容量 275kVA	か月	12			〃	
第四中学校	設備容量 350kVA	か月	12			〃	
第五中学校	設備容量 200kVA	か月	12			〃	
第六中学校	設備容量 300kVA	か月	12			〃	
小金中学校	設備容量 450kVA	か月	12			〃	
常盤平中学校	設備容量 230kVA	か月	12			〃	
栗ヶ沢中学校	設備容量 300kVA	か月	12			〃	
六実中学校	設備容量 300kVA	か月	12			〃	
小金南中学校	設備容量 250kVA	か月	12			〃	
古ヶ崎中学校	設備容量 175kVA	か月	12			〃	

内 訳 書

第 2 号							
名 称	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
牧野原中学校	設備容量 250kVA	か月	12			第3号内訳書参照	
河原塚中学校	設備容量 250kVA	か月	12			〃	
根木内中学校	設備容量 175kVA	か月	12			〃	
新松戸南中学校	設備容量 250kVA	か月	12			〃	
金ヶ作中学校	設備容量 250kVA	か月	12			〃	
和名ヶ谷中学校	設備容量 275kVA	か月	12			〃	
旭町中学校	設備容量 225kVA	か月	12			〃	
小金北中学校	設備容量 225kVA	か月	12			〃	
中学校分計							

内 訳 書

第 3 号							
名 称	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
設備容量 125KVA		式	1			第4号内訳書参照	
設備容量 150KVA・175KVA		式	1			第5号内訳書参照	
設備容量 195KVA・200KVA		式	1			第6号内訳書参照	
設備容量 225KVA・230KVA・250KVA		式	1			第7号内訳書参照	
設備容量 275KVA・300KVA		式	1			第8号内訳書参照	
設備容量 350KVA		式	1			第9号内訳書参照	
設備容量 450KVA		式	1			第10号内訳書参照	
設備容量 500KVA		式	1			第11号内訳書参照	
設備容量 700KVA		式	1			第12号内訳書参照	

内 訳 書

第 4 号	設備容量 125KVA 1式当たり					
名 称	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接人件費						
保全技師 I		人				
保全技師補		人				
保全技術員		人				
直接人件費計		式	1.0			
直接物品費		式	1.0			
直接業務費						直接人件費+直接物品費
業務管理費		式	1.0			
業務原価						直接業務費+業務管理費
一般管理費		式	1.0			
計						

内 訳 書

第 5 号	設備容量 150KVA・175KVA 1式当たり					
名 称	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接人件費						
保全技師 I		人				
保全技師補		人				
保全技術員		人				
直接人件費計		式	1.0			
直接物品費		式	1.0			
直接業務費						直接人件費+直接物品費
業務管理費		式	1.0			
業務原価						直接業務費+業務管理費
一般管理費		式	1.0			
計						

内 訳 書

第 6 号	設備容量 195KVA・200KVA 1式当たり					
名 称	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接人件費						
保全技師 I		人				
保全技師補		人				
保全技術員		人				
直接人件費計		式	1.0			
直接物品費		式	1.0			
直接業務費						直接人件費+直接物品費
業務管理費		式	1.0			
業務原価						直接業務費+業務管理費
一般管理費		式	1.0			
計						

内 訳 書

第 7 号	設備容量 225KVA・230KVA・250KVA 1式当たり					
名 称	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接人件費						
保全技師 I		人				
保全技師補		人				
保全技術員		人				
直接人件費計		式	1.0			
直接物品費		式	1.0			
直接業務費						直接人件費+直接物品費
業務管理費		式	1.0			
業務原価						直接業務費+業務管理費
一般管理費		式	1.0			
計						

内 訳 書

第 8 号	設備容量 275KVA・300KVA 1式当たり					
名 称	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接人件費						
保全技師 I		人				
保全技師補		人				
保全技術員		人				
直接人件費計		式	1.0			
直接物品費		式	1.0			
直接業務費						直接人件費+直接物品費
業務管理費		式	1.0			
業務原価						直接業務費+業務管理費
一般管理費		式	1.0			
計						

内 訳 書

第 9 号	設備容量 350KVA 1式当たり					
名 称	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接人件費						
保全技師 I		人				
保全技師補		人				
保全技術員		人				
直接人件費計		式	1.0			
直接物品費		式	1.0			
直接業務費						直接人件費+直接物品費
業務管理費		式	1.0			
業務原価						直接業務費+業務管理費
一般管理費		式	1.0			
計						

内 訳 書

第 10 号	設備容量 450KVA 1式当たり					
名 称	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接人件費						
保全技師 I		人				
保全技師補		人				
保全技術員		人				
直接人件費計		式	1.0			
直接物品費		式	1.0			
直接業務費						直接人件費+直接物品費
業務管理費		式	1.0			
業務原価						直接業務費+業務管理費
一般管理費		式	1.0			
計						

内 訳 書

第 11 号	設備容量 500KVA 1式当たり					
名 称	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接人件費						
保全技師 I		人				
保全技師補		人				
保全技術員		人				
直接人件費計		式	1.0			
直接物品費		式	1.0			
直接業務費						直接人件費+直接物品費
業務管理費		式	1.0			
業務原価						直接業務費+業務管理費
一般管理費		式	1.0			
計						

内 訳 書

第 12 号	設備容量 700KVA 1式当たり					
名 称	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接人件費						
保全技師 I		人				
保全技師補		人				
保全技術員		人				
直接人件費計		式	1.0			
直接物品費		式	1.0			
直接業務費						直接人件費+直接物品費
業務管理費		式	1.0			
業務原価						直接業務費+業務管理費
一般管理費		式	1.0			
計						

内 訳 書

第 13 号	キュービクル内清掃費					
名 称	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接人件費						
保全技師 I		人				
保全技師補		人				
保全技術員		人				
直接人件費計		式	1.0			
直接物品費						
直接業務費		式	1.0			直接人件費+直接物品費
業務管理費		式	1.0			
業務原価						直接業務費+業務管理費
一般管理費		式	1.0			
計						

内 訳 書

第 14 号	太陽光発電設備 (P P A)					
名 称	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接人件費						
保全技師 I		人				
保全技師補		人				
保全技術員		人				
直接人件費計		式	1.0			
直接物品費		式	1.0			
直接業務費						直接人件費+直接物品費
業務管理費		式	1.0			
業務原価						直接業務費+業務管理費
一般管理費		式	1.0			
計						

自家用電気工作物保安管理業務 仕様書

この仕様書において、自家用電気工作物の保安管理業務委託者である松戸市教育委員会を「甲」といい、その保安管理業務受託者を「乙」というものとします。

1 保安管理業務委託事業場

保安管理業務を委託する自家用電気工作物（以下「電気工作物」といいます。）を有する事業場は、別表 2「業務委託事業場一覧表」のとおりとします。受電電圧は全て 6600V になります。また、各事業場の容量の内訳は別表 3「電灯・動力設備容量一覧表」のとおりとします。

2 絶縁監視装置の設置等

- (1) 乙は、電気工作物の保安管理業務を行うに当たり、保安管理業務を委託する全ての電気工作物に低圧電路の絶縁状態を監視する装置（以下「絶縁監視装置」といいます。）を設置するものとします。ただし、毎月点検を行う場合は絶縁監視装置を設置する必要はありません。
- (2) 甲は、絶縁監視装置を設置する場所の提供、電話回線などの既存の施設の利用について便宜を供するものとします。
- (3) 乙は、原則として絶縁監視装置及びその設置工事に要する費用を負担するものとします。
- (4) 乙は、絶縁監視装置の保守を行うものとし、それに要する費用を負担するものとします。
- (5) 甲は、絶縁監視装置を無断で移設、取外し又は修理等を行わないものとします。
- (6) 甲は、甲の加入電話回線を利用して絶縁監視装置の警報を乙の事業所に通報する場合に、その費用を負担するものとします。

3 絶縁監視装置の撤去

乙は、業務委託契約の定めにより契約が消滅した場合、又は絶縁監視装置の運用に支障があると認める場合には、甲と協議し、絶縁監視装置を撤去するものとします。

4 保安管理業務の内容

- (1) 電気工作物の保安管理業務は、次に掲げるとおり行うものとします。
 - ① 電気工作物の保安管理業務は、別表 1「点検・測定及び試験の基準」に基づいて、下記の電気工作物の維持及び運用に係る定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない又は適合しないおそれがある事項があると認めた場合には、その対応措置等について甲に報告するものとします。
 - ア 月次点検として、施設の点検、測定及び試験を毎月 1 回行うものとします。（ただし、絶縁監視装置を設置する場合は、隔月 1 回行うものとします。）
 - イ 年次点検 A として、施設の点検、測定及び試験を年 1 回行うものとします。
 - ウ 年次点検 B として、施設の点検、測定及び試験を 3 年に 1 回行うものとします。
 - エ 臨時点検として、必要に応じて施設の点検、測定及び試験を行うものとします。
 - ② 電気工作物の工事中の点検は、電気工作物の設置又は変更の工事期間が 1 週間以上にわたる場合には、毎週 1 回以上行うものとし、工事計画、技術基準等に基づき工事が適正に行われるよう必要な指導及び助言を行うものとします。
 - ③ 乙は、乙の事業所において電気工作物に設置した絶縁監視装置による 24 時間の監視を行

い、当該絶縁監視装置からの警報を受信した場合には、当該電気工作物の状態を確認するため、直ちに保安業務従事者による点検を行い、適切に対応するものとします。

- ④ 乙は、事故又は故障等により電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲若しくは電力会社等から通知を受けたときは、事故原因等を調査し、応急措置について助言するとともに再発を防止するための措置について報告し、必要に応じて精密な検査等を行うとともに電気事業法第 106 条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きの助言等を行うものとします。
- ⑤ 乙は、電気事業法第 107 条第 2 項の規定に基づく立入検査が行われる場合には、その都度、検査の立会いを行うものとします。
- ⑥ 乙は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うものとします。
- ⑦ 乙は、電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工の検査を行うとともに、必要に応じて甲への助言等を行うものとします。
- ⑧ 乙は、電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けた場合に工事中の検査を行うとともに、必要に応じて甲への助言等を行うものとします。
- ⑨ 乙は、前①から⑧に定めるもののほか、甲の申し出により電気工作物の保安管理業務に必要な検査等の業務を行うものとします。

(2) 前記の保安管理業務のうち次のいずれかに該当する電気工作物について、甲は、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気機器製造業者等の専門業者に依頼して行うものとし、乙は、甲の求めに応じて必要な助言等を行うものとします。

- ① 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する漏電火災警報器、昇降機及び昇降路内の設備等
- ② 取扱いが特殊の専門技術を要するオートメーション化された工作機械等
- ③ 点検時において現場に設置されていない移動用機器等
- ④ 構造上内部点検ができない密閉型防爆構造の機器等
- ⑤ 点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生箇所、酸欠箇所等に設置された機器等
- ⑥ 高所又は隠蔽場所に設置された配線及び機器等
- ⑦ 甲の事由で乙が立入ることができない場所に設置された機器等

5 電気工作物の点検実施日等

(1) 乙は、電気工作物の月次点検、年次点検及び臨時点検を実施する場合には、原則として平日の午前 9 時から午後 4 時 30 分までの間に行うものとします。この場合、実施予定日等を次の期日までに甲に通知するものとします。

- ① 月次点検及び臨時点検（主として運転中の施設の点検、測定及び試験をいいます。）については、原則として点検実施予定日の前日まで
- ② 年次点検（主として施設の運転を停止して行う点検、測定及び試験をいいます。）については、原則として点検実施予定日の 1 か月前まで

(2) 甲は、乙が設定する電気工作物の点検予定日を尊重し、これに協力するものとします。ただし、やむを得ない理由により日程の変更を必要とする場合には、相互で協議し、新たな日程を定めるものとします。

(3) 乙は、電気工作物の点検等を実施する場合において、電力会社等の分岐開閉器の開閉操作を行う場合の手続きを行うことができるものとします。

6 点検、測定及び試験の基準等

(1) 自家用電気工作物の保安管理業務に関する定期的な点検、測定及び試験は、別表1「点検、測定及び試験の基準」によるものとします。

(2) 必要に応じて施設の点検、測定及び試験を行う臨時点検は、次によるものとします。

① 次に掲げる電気工作物については、その都度、異常状態の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行うものとします。

ア 高圧器材が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物

イ 受電用遮断器（電力ヒューズを含みます。）が遮断動作をした場合は、遮断動作の原因となった電気工作物

ウ その他の電気器材に異常が発生した場合は、その電気工作物（太陽光設備の異常対応を含む。）

(3) 高圧受配電設備に事故発生のおそれがある場合は、その都度、点検、測定及び試験を行うものとします。

7 事業場内への立入り等

乙は、保安管理業務を行うため、必要に応じて甲の事業場内に立入ることができるものとします。この場合において、甲が定めた服務規律を尊重するものとします。

8 甲乙相互の協力及び義務

(1) 甲は、乙が報告、助言した事項又は乙と協議して決定した事項については、速やかに必要な措置を採るものとします。

(2) 甲は、乙が行う電気工作物の点検、測定及び試験に関する計画の策定及び実施について協力するものとします。

(3) 乙は、電気工作物の保安管理業務を誠実に行うものとします。

9 甲乙相互の通知

(1) 甲は、次のいずれかに該当する場合は、その具体的内容を速やかに乙に通知するものとします。

① 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合

② 経済産業大臣が電気関係法令に基づいて検査を行う場合

③ 電気工作物の保安に関する書類を経済産業大臣に提出する場合

④ 電気工作物の設置又は変更の工事を計画又は施工する場合及び工事が完了した場合

⑤ 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は演習訓練を行う場合

⑥ 平常時及び事故その他異常時における運転操作を定める場合

⑦ 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備する場合

⑧ 責任分界又は需要設備の構内を変更する場合

⑨ 電気の保安に関する組織を変更する場合

- ⑩ 業種、代表者、事業場の名称又は所在地に変更があった場合
- ⑪ 契約に基づく権利義務の承継があった場合
- ⑫ 電力会社等との契約電力を変更する場合
- ⑬ 絶縁監視装置が警報を発した場合
- ⑭ その他必要な場合

(2) 乙は、次の各号に掲げる事項を甲に通知するものとします。

- ① 乙の執務時間内における乙への連絡方法
- ② 乙の執務時間外における乙への連絡方法
- ③ その他必要な事項

10 電気保安責任者

- (1) 甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視及び電気工作物の保安管理業務委託契約の履行に関する乙との連絡調整を行う電気保安責任者及びその者が不在の場合の代務者を選任し、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとします。
- (2) 甲は、電気保安責任者及びその代務者に変更が生じた場合は、直ちに乙に通知するものとします。
- (3) 甲は、原則として乙の行う保安管理業務に電気保安責任者又はその代務者を立会わせるものとします。
- (4) 甲は、需要設備の設備容量が 6, 000 キロボルトアンペア以上の場合には、電気保安責任者として、第 1 種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有する者を当てるものとします。

11 保安管理業務担当者の資格等

- (1) 乙は、保安管理業務に従事する者（以下「保安業務従事者」といいます。）には、電気事業法施行規則に適合する者を当てるものとし、業務委託事業場の担当者（以下「保安業務担当者」といいます。）には、保安業務従事者から指名するものとします。
- (2) 保安業務担当者は、必要に応じて保安業務従事者に保安管理業務の一部を実施させることができるものとします。
- (3) 保安業務従事者は、保安管理業務に従事する証を常に携行し、甲の求めに応じて提示することとします。
- (4) 保安業務従事者は、必要に応じて補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとします。
- (5) 乙は、保安業務担当者及び保安業務従事者の氏名、所属事業所名、連絡方法等を書面により甲に通知するものとします。なお、これらの者に変更があった場合も同様とします。

12 備品等の整備

甲は、電気工作物の保安管理に必要な書類、図面、備品及び消耗品等を整備するものとします。

13 記録の確認等

乙は、保安管理業務の遂行上必要がある場合には、甲の電気保安に関する書類、図面及び記録等の確認を行い、必要な措置について甲と協議するものとします。

14 記録の保存

甲及び乙は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録等のうち、次の（1）及び（2）にあっては甲乙双方において 3 年間保存し、（3）にあっては甲において 5 年間保存するものとします。

- (1) 巡視、点検、測定及び試験の結果に関する記録
- (2) 電気事故に関する記録
- (3) 電気工作物に係る重要な補修及び修繕に関する記録

15 電気工作物以外の不安全施設に対する措置等

- (1) 甲は、乙が保安管理業務を実施するための通路又は作業床の状態が悪く、検査員等の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」といいます。）がある場合は、乙と協議のうえ速やかに改修するものとします。
- (2) 甲は、不安全施設の改修に要する費用を負担するものとします。
- (3) 乙は、甲との協議により不安全施設が改修されるまでは、当該電気工作物の点検、測定及び試験を実施できないことがあります。

16 停電をして検査を行う場合の注意事項

- (1) 次の事業場については、太陽光発電設備が設置してあるため、停電時及び復電時には十分に安全確認をするものとします。

（自前設置）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ①北部小学校（10kW） | ⑧梨香台小学校（10kW） |
| ②矢切小学校（10kW） | ⑨寒風台小学校（10kW） |
| ③高木第二小学校（10kW） | ⑩新松戸南小学校（10kW） |
| ④小金小学校（10kW） | ⑪八ヶ崎第二小学校（10kW） |
| ⑤常盤平第一小学校（10kW） | ⑫幸谷小学校（10kW） |
| ⑥栗ヶ沢小学校（10kW） | ⑬東松戸小学校（10kW） |
| ⑦松飛台小学校（10kW） | |

（PPA設置）

- | | |
|----------------|----------------|
| ①高木小学校（58kW） | ⑥馬橋北小学校（85kW） |
| ②稔台小学校（95kW） | ⑦第一中学校（88kW） |
| ③根木内小学校（137kW） | ⑧常盤平中学校（105kW） |
| ④松ヶ丘小学校（62kW） | ⑨小金南中学校（98kW） |
| ⑤貝の花小学校（94kW） | |

17 秘密の保持

甲及び乙は、自家用電気工作物保安管理業務委託契約の締結及び保安管理業務の実施等により知り得た情報を他に洩らしてはならないものとします。

18 主任技術者変更の申請及び届出

- (1) 乙は、自家用電気工作物保安管理業務委託契約の締結後において、電気事業法に定められた主任技術者不選任承認申請並びに保安規定変更届出に関する手続き書類を作成し、契約期間の開始の日から10日以内に手続きを終えることとします。なお、乙が前年度と同一の者である場合は、これらの手続き書類の作成等は、不要とします。
- (2) 甲は、上記(1)の申請等が、1月以内に承認が得られない場合、又は取消しとなった場合には、一方的に自家用電気工作物保安管理業務委託契約を解除することができるものとします。
- (3) 上記(1)の申請及び届出に要する費用は、業務費に含むものとします。

19 その他

- ・本書に記載されていない事項については、甲・乙協議して定めるものとします。
- ・電気事業法施行規則第52条第2項の規定により、電気の保安管理業務外部委託の要件を満たしているものとします。
- ・電気事業法施行規則第53条第2項6号の規定により、事業場所に遅滞なく(2時間以内)到達できる位置に営業所等があるものとします。

キュービクル内清掃業務 仕様書

1. 目的

本業務は、キュービクル内の床、母線、碍子、機器等の清掃を行う業務である。

2. 対象場所

別表 4 参照

3. 業務内容

- (1) キュービクル内の床及び配電盤表面等のほこり、砂、泥をブロアー又は掃除機で除去する。
- (2) 母線、遮断器、碍子、端子盤、変圧器、油入開閉器等に付着したほこりを除去するとともに外面の汚れを乾布で拭き落とす。また、必要に応じてシリコンオイルを用い、汚損を除去する。
- (3) 業務終了後は、設備について接続部の脱落、緩み等を点検および絶縁抵抗測定を実施し、異常のないことを確認した上で、復電する。
- (4) 復電後は、負荷の状態に異常がないか確認する。

4. 実施結果の報告

受注者は、業務完了後、速やかに報告書、写真帳、完了届を提出するものとする。

5. その他

- (1) 業務実施にあたっては、学校と十分に打ち合わせを行い、学校運営に支障にならないように注意を払うとともに、作業時には電気主任技術者の立会いを求めること。
- (2) 業務実施にあたっては、安全対策を十分に行い、第三者及び作業員の安全を確保すること。
- (3) 業務実施中に問題点が生じた場合は、直ちに市担当者に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 本仕様書は、一般的事項を示すものであり、不明の点及び本書に記載されていない事項については、協議して定めるものとする。

別表 1

点検、測定及び試験の基準

月次点検及び年次点検

電 気 工 作 物		点 検 方 法	月 次 点 検	年 次 点 検	
				A	B
受 電 設 備 (第 二 受 電 設 備 以 降 を 含 む)	責 任 分 界 と な る 区 分 開 閉 器 引 込 線 等 (架 空 電 線、支 持 物、 ケ ー ブ ル)	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
		区 分 開 閉 器 動 作 試 験		○	○
		保 護 継 電 器 動 作 試 験		○	○
		保 護 継 電 器 動 作 特 性 試 験		○	○
	断 路 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
	遮 断 器 開 閉 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
		動 作 試 験		○	○
		絶 縁 油 の 点 検 ・ 試 験			○※
	電 力 ヒ ュ ー ズ	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
	計 器 用 変 成 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
	変 圧 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
		絶 縁 油 の 点 検 ・ 試 験			○※
	電 力 用 コ ン デ ン サ	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
避 雷 器	外 観 点 検	○	○	○	
	絶 縁 抵 抗 測 定		○	○	
母 線	外 観 点 検	○	○	○	
	絶 縁 抵 抗 測 定		○	○	
そ の 他 の 高 圧 機 器	外 観 点 検	○	○	○	
	絶 縁 抵 抗 測 定		○	○	

電 気 工 作 物		点 検 方 法	月 次 点 検	年 次 点 検	
				A	B
受 電 設 備 (第二受電設備以降を含む)	配 電 盤 制 御 回 路	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
		保 護 継 電 器 動 作 試 験		○	○
		保 護 継 電 器 動 作 特 性 試 験			○
		計 器 校 正 試 験			○
		制 御 回 路 試 験			○
	受電設備の建物・室 キュービクルの金属箱	外 観 点 検	○	○	○
接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	○	
	接 地 抵 抗 測 定		○	○	
配 電 装 置	配電線路（架空電線、支 持物、ケーブル）	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
	断 路 器、遮 断 器、開 閉 器、 変 圧 器、計 器 用 変 成 器、 電 力 用 コ ン デ ン サ、そ の 他 高 圧 機 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
		絶 縁 油 の 点 検 ・ 試 験			○※
	接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	○
		接 地 抵 抗 測 定		○	○
	非 常 用 予 備 発 電 装 置	原 動 機 付 属 装 置	外 観 点 検	○	○
始 動 試 験			○	○	○
機 関 保 護 継 電 器 動 作 試 験				○	○
発 電 機 励 磁 装 置 接 地 装 置		外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
		接 地 抵 抗 測 定		○	○
遮 断 機 開 閉 器 配 電 盤 制 御 装 置 等		外 観 点 検	○	○	○
		保 護 継 電 器 動 作 試 験		○	○
		制 御 装 置 試 験		○	○
		その他は受電設備に準ずる		○	

電 気 工 作 物		点 検 方 法	月 次 点 検	年 次 点 検	
				A	B
蓄 電 池 設 備	本 体	外 観 点 検	○	○	○
		液 量 点 検	○	○	○
		電 圧 ・ 比 重 測 定		○	○
		液 温 測 定		○	○
	充 電 装 置 付 属 装 置 接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
		接 地 抵 抗 測 定		○	○
電 気 使 用 場 所 の 設 備	電 動 機 類、電 熱 装 置、 電 気 溶 接 機、照 明 装 置、 配 線、配 線 器 具、 そ の 他 の 機 器、接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
		接 地 抵 抗 測 定		○	○
		漏 洩 電 流 測 定	○	○	○
		絶 縁 監 視		常 時	

注 1 年次点検 A には月次点検 1 回が、年次点検 B には月次点検 1 回及び年次点検 A 1 回が含まれるものとします。

注 2 外観点検とは、主として目視により電気工作物を点検することをいいます。

注 3 ※の項目は、PCB が混入しているおそれがある場合は、試験を省略することがあります。

注 4 絶縁監視とは、変圧器の B 種接地工事の接地線に監視装置を設置し、低圧電路の絶縁状態を監視することをいいます。

注 5 変圧器の二次側以降の低圧電路（電気使用場所の設備を含みます。）と大地間との絶縁抵抗測定は、漏洩電流測定記録又は監視装置の監視記録に代えることがあります。

注 6 年次点検において、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及び OF ケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認することをいいます。

No.	事業場名称	事業場所の所在地	設備容量 (単位：KVA)	年次 点検
1	中部小学校	松戸市松戸2,062番地	200	A
2	東部小学校	松戸市高塚新田382番地の1	350	A
3	北部小学校	松戸市根本217番地	200	A
4	※相模台小学校	松戸市岩瀬454番地	500	A
5	南部小学校	松戸市小山148番地	175	A
6	矢切小学校	松戸市中矢切540番地	200	B
7	高木小学校	松戸市金ヶ作120番地	195	A
8	※高木第二小学校	松戸市五香四丁目18番地の1	250	A
9	馬橋小学校	松戸市西馬橋一丁目12番地の1	250	B
10	小金小学校	松戸市小金355番地	225	A
11	常盤平第一小学校	松戸市常盤平七丁目1番地	175	B
12	常盤平第二小学校	松戸市常盤平四丁目18番地	200	A
13	稔台小学校	松戸市稔台二丁目36番地の1	225	B
14	常盤平第三小学校	松戸市常盤平西窪町25番地の1	150	B
15	上本郷小学校	松戸市上本郷3,620番地	200	A
16	小金北小学校	松戸市殿平賀270番地	125	B
17	根木内小学校	松戸市小金原二丁目3番地	250	A
18	栗ヶ沢小学校	松戸市小金原七丁目16番地	250	A
19	松飛台小学校	松戸市五香西四丁目22番地の1	200	A
20	松ヶ丘小学校	松戸市松戸新田159番地	175	A
21	柿ノ木台小学校	松戸市二十世紀が丘柿の木町111番地	200	A
22	古ヶ崎小学校	松戸市古ヶ崎四丁目3,620番地の1	250	A
23	六実小学校	松戸市六高台四丁目131番地	200	A
24	八ヶ崎小学校	松戸市八ヶ崎六丁目53番地の1	250	A
25	梨香台小学校	松戸市高塚新田512番地の13	300	A
26	寒風台小学校	松戸市松戸新田316番地の25	275	A
27	河原塚小学校	松戸市河原塚47番地の1	250	A
28	※和名ヶ谷小学校	松戸市和名ヶ谷1,085番地	225	A
29	旭町小学校	松戸市旭町一丁目20番地の2	225	B
30	牧野原小学校	松戸市牧の原435番地の1	300	A
31	貝の花小学校	松戸市小金原八丁目10番地	200	A
32	金ヶ作小学校	松戸市金ヶ作317番地	200	B
33	馬橋北小学校	松戸市新松戸南二丁目1番地	200	B
34	殿平賀小学校	松戸市殿平賀339番地の1	250	A
35	横須賀小学校	松戸市新松戸北二丁目13番地の1	250	A
36	八ヶ崎第二小学校	松戸市八ヶ崎三丁目3番地の1	200	A
37	六実第二小学校	松戸市六実二丁目34番地の1	250	A
38	新松戸南小学校	松戸市新松戸六丁目301番地	250	A
39	松飛台第二小学校	松戸市松飛台59番地	200	A
40	上本郷第二小学校	松戸市上本郷2,677番地	250	B
41	大橋小学校	松戸市二十世紀が丘梨元町32番地	175	A
42	六実第三小学校	松戸市六高台三丁目141番地	200	A
43	幸谷小学校	松戸市幸谷212番地の2	200	A
44	新松戸西小学校	松戸市小金1,180番地	250	B
45	東松戸小学校	松戸市紙敷一丁目19番地の1	700	B
46	旧古ヶ崎南小学校	松戸市古ヶ崎一丁目3,073番地	200	B
47	旧根木内東小学校	松戸市根木内598番地	125	A

※キュービクル内にPCB廃棄物あり、令和8年度中に処分予定

別表2

2/2頁

No.	事業場名称	事業場所の所在地	設備容量 (単位：KVA)	年次 点検
1	第一中学校	松戸市岩瀬587番地	300	B
2	第二中学校	松戸市小山685番地	300	B
3	第三中学校	松戸市馬橋2,080番地	275	A
4	第四中学校	松戸市五香西一丁目6番地の1	350	A
5	第五中学校	松戸市高塚新田380番地	200	A
6	第六中学校	松戸市千駄堀1,341番地	300	B
7	小金中学校	松戸市新松戸北二丁目16番地の11	450	A
8	常盤平中学校	松戸市常盤平七丁目25番地	230	A
9	栗ヶ沢中学校	松戸市小金原九丁目25番地	300	B
10	六実中学校	松戸市六高台五丁目166番地の1	300	A
11	小金南中学校	松戸市小金清志町一丁目16番地の1	250	A
12	古ヶ崎中学校	松戸市古ヶ崎2,515番地の1	175	B
13	牧野原中学校	松戸市五香西四丁目39番地の1	250	A
14	河原塚中学校	松戸市河原塚190番地	250	A
15	根木内中学校	松戸市小金原一丁目30番地	175	B
16	新松戸南中学校	松戸市新松戸南二丁目124番地	250	A
17	金ヶ作中学校	松戸市金ヶ作341番地の15	250	A
18	和名ヶ谷中学校	松戸市和名ヶ谷1,338番地の1	275	A
19	旭町中学校	松戸市旭町一丁目150番地	225	A
20	小金北中学校	松戸市幸田206番地	225	B

No.	事業場名称	電灯・動力 設備容量
1	中部小学校	1Φ100KVA (電灯)、3Φ100KVA (動力)
2	東部小学校	1Φ150KVA (電灯)、3Φ200KVA (動力)
3	北部小学校	1Φ100KVA (電灯)、3Φ100KVA (動力)
4	相模台小学校	1Φ 50KVA (電灯)、1Φ 100KVA (電灯)、3Φ150KVA (動力)、3Φ 200KVA (動力)
5	南部小学校	1Φ100KVA (電灯)、3Φ 75KVA (動力)
6	矢切小学校	1Φ100KVA (電灯)、3Φ 100KVA (動力)
7	高木小学校	1Φ100KVA (電灯)、3Φ 20KVA (動力)、3Φ 75KVA (動力)
8	高木第二小学校	1Φ100KVA (電灯)、3Φ150KVA (動力)
9	馬橋小学校	1Φ100KVA (電灯)、3Φ150KVA (動力)
10	小金小学校	1Φ 75KVA (電灯)、3Φ150KVA (動力)
11	常盤平第一小学校	1Φ100KVA (電灯)、3Φ 75KVA (動力)
12	常盤平第二小学校	1Φ100KVA (電灯)、3Φ100KVA (動力)
13	稔台小学校	1Φ 75KVA (電灯)、3Φ150KVA (動力)
14	常盤平第三小学校	1Φ 75KVA (電灯)、3Φ 75KVA (動力)
15	上本郷小学校	1Φ100KVA (電灯)、3Φ100KVA (動力)
16	小金北小学校	1Φ 75KVA (電灯)、3Φ 50KVA (動力)
17	根木内小学校	1Φ100KVA (電灯)、3Φ150KVA (動力)
18	栗ヶ沢小学校	1Φ100KVA (電灯)、3Φ150KVA (動力)
19	松飛台小学校	1Φ100KVA (電灯)、3Φ100KVA (動力)
20	松ヶ丘小学校	1Φ 75KVA (電灯)、3Φ100KVA (動力)
21	柿ノ木台小学校	1Φ100KVA (電灯)、3Φ100KVA (動力)
22	古ヶ崎小学校	1Φ100KVA (電灯)、3Φ150KVA (動力)
23	六実小学校	1Φ100KVA (電灯)、3Φ100KVA (動力)
24	八ヶ崎小学校	1Φ100KVA (電灯)、3Φ150KVA (動力)
25	梨香台小学校	1Φ100KVA (電灯)、1Φ 50KVA (電灯)、3Φ150KVA (動力)
26	寒風台小学校	1Φ 75KVA (電灯)、3Φ200KVA (動力)
27	河原塚小学校	1Φ100KVA (電灯)、3Φ150KVA (動力)
28	和名ヶ谷小学校	1Φ 75KVA (電灯)、3Φ150KVA (動力)
29	旭町小学校	1Φ 75KVA (電灯)、3Φ150KVA (動力)
30	牧野原小学校	1Φ150KVA (電灯)、3Φ150KVA (動力)
31	貝の花小学校	1Φ100KVA (電灯)、3Φ100KVA (動力)
32	金ヶ作小学校	1Φ100KVA (電灯)、3Φ 100KVA (動力)
33	馬橋北小学校	1Φ100KVA (電灯)、3Φ100KVA (動力)
34	殿平賀小学校	1Φ100KVA (電灯)、3Φ150KVA (動力)
35	横須賀小学校	1Φ100KVA (電灯)、3Φ150KVA (動力)
36	八ヶ崎第二小学校	1Φ100KVA (電灯)、3Φ100KVA (動力)
37	六実第二小学校	1Φ100KVA (電灯)、3Φ 75KVA (動力)、3Φ 75KVA (動力)
38	新松戸南小学校	1Φ100KVA (電灯)、3Φ150KVA (動力)
39	松飛台第二小学校	1Φ100KVA (電灯)、3Φ 100KVA (動力)
40	上本郷第二小学校	1Φ100KVA (電灯)、3Φ150KVA (動力)
41	大橋小学校	1Φ 75KVA (電灯)、3Φ100KVA (動力)
42	六実第三小学校	1Φ100KVA (電灯)、3Φ100KVA (動力)
43	幸谷小学校	1Φ100KVA (電灯)、3Φ100KVA (動力)
44	新松戸西小学校	1Φ 50KVA (電灯)、1Φ 50KVA (電灯)、3Φ 150KVA (動力)
45	東松戸小学校	1Φ100KVA (電灯)、1Φ100KVA (電灯)、1Φ100KVA (電灯)、3Φ200KVA (動力)、3Φ200KVA (動力)
46	旧古ヶ崎南小学校	1Φ100KVA (電灯)、3Φ100KVA (動力)
47	旧根木内東小学校	1Φ 75KVA (電灯)、3Φ 50KVA (動力)

No.	事業場名称	電灯・動力 設備容量
1	第一中学校	1Φ100KVA (電灯)、1Φ 50KVA (電灯)、3Φ150KVA (動力)
2	第二中学校	1Φ 75KVA (電灯)、1Φ 75KVA (電灯)、3Φ150KVA (動力)
3	第三中学校	1Φ 75KVA (電灯)、1Φ 50KVA (電灯)、3Φ150KVA (動力)
4	第四中学校	1Φ100KVA (電灯)、1Φ100KVA (電灯)、3Φ150KVA (動力)
5	第五中学校	1Φ100KVA (電灯)、3Φ100KVA (動力)
6	第六中学校	1Φ150KVA (電灯)、3Φ150KVA (動力)
7	小金中学校	1Φ100KVA (電灯)、1Φ100KVA (電灯)、 3Φ100KVA (動力)、3Φ150KVA (動力)
8	常盤平中学校	1Φ100KVA (電灯)、3Φ 30KVA (動力)、3Φ100KVA (動力)
9	栗ヶ沢中学校	1Φ 100KVA (電灯)、1Φ 50KVA (電灯)、 3Φ 50KVA (動力)、3Φ100KVA (動力)
10	六実中学校	1Φ100KVA (電灯)、1Φ 50KVA (電灯)、 3Φ100KVA (動力)、3Φ 50KVA (動力)
11	小金南中学校	1Φ100KVA (電灯)、3Φ150KVA (動力)
12	古ヶ崎中学校	1Φ 75KVA (電灯)、3Φ100KVA (動力)
13	牧野原中学校	1Φ100KVA (電灯)、3Φ150KVA (動力)
14	河原塚中学校	1Φ100KVA (電灯)、3Φ150KVA (動力)
15	根木内中学校	1Φ100KVA (電灯)、3Φ 75KVA (動力)
16	新松戸南中学校	1Φ100KVA (電灯)、3Φ150KVA (動力)
17	金ヶ作中学校	1Φ100KVA (電灯)、3Φ 100KVA (動力)、3Φ 50KVA (動力)
18	和名ヶ谷中学校	1Φ 75KVA (電灯)、1Φ 50KVA (電灯)、 3Φ 75KVA (動力)、3Φ 75KVA (動力)
19	旭町中学校	1Φ 75KVA (電灯)、1Φ 50KVA (電灯)、3Φ100KVA (動力)
20	小金北中学校	1Φ 75KVA (電灯)、1Φ 75KVA (電灯)、3Φ 75KVA (動力)

